

横浜市省エネ住宅住替え補助金実施要領

制 定 令和6年3月27日 建住政第3701号

(目的)

第1条 この要領は、「横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付の本申請)

第2条 要綱第8条第4項の規定に基づき市長が定める書類の種類は、次の各号に定める様式とする。

- (1) 要綱別表4の2-2(4)及び(5)に関する書類は、要領第1号様式とする。
- (2) 要綱別表4の4に関する書類は、要領第2号様式とする。

(実績報告)

第3条 要綱第12条第2項の規定に基づき市長が定める書類は、次の各号に定める様式とする。

- (1) 要綱別表5の2-1に関する書類は、建設住宅性能評価書を提出できない場合は、要領第3号様式とする。
 - (2) 要綱別表5の2-2(1)に関する書類は、要領第4号様式とする。
- 2 要綱第12条第2項の規定に基づき市長が定める書類のうち、要綱別表5の3に関する書類は、要領別表1のとおりとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

要領別表 1

要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき市長が定める書類のうち、要綱別表 5 の 3 に関する書類

(1) 太陽光発電設備	新築型 ①設置図面及び設置写真	
	リノベ型 ①設置写真	
(2) 蓄電池及びヒートポンプ給湯器	②設置した機器の写真	以下の全てを満たすこと ・カラー写真である ・設置した機器の全景が分かる
	③設置した機器の銘板の写真	以下の全てを満たすこと ・製造者名（メーカー名）が確認できる ・製品型番が確認できる ・製造番号（シリアル）が確認できる

要領第1号様式（第2条第1項第1号）

「リノベーション工事に使用する建材が要綱別表1の2(2)の要件を満たすことがわかる資料」
 及び
 「リノベーション工事を行う箇所の現況写真等」

写真 番号*	現況写真添付	改修に使用する建材
-----------	--------	-----------

①		製品名	
		製品型番	
		窓枠の種類	
		窓サイズ	
		性能区分コード	

※開口部の数に応じ、上記項目を複製の上記入すること。

※第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し又は付属する仕様書等において、上記建材が施工されることが分かること。

※別途、写真番号を配置図、平面図等に図示すること。

※リノベーション工事を行う箇所の現況写真は、工事着手前に撮影されたものであり、外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること。また、各開口部が鮮明に確認できること。

要領第 2 号様式（第 2 条第 1 項第 2 号）

別表 2 に規定する設備を設置することが分かる書類

1 太陽光発電設備※（該当するものに☑すること）

<input type="checkbox"/>	新築型	別紙 BELS 評価書のとおり
<input type="checkbox"/>	リノベ型	製品カタログ等及び J E T 等の認証書（リノベ型のみ）

※ 要綱別表 4 の 2-1 及び 2-2 の(1)に規定する契約に係る書面の写し等において、当該設備を設置することが分かること

2 蓄電池※¹又はヒートポンプ給湯器（いわゆるおひさまエコキュート）※²

製品名※ ³	
製品型番※ ³	

※¹ メーカー名・製品名・製品型番が確認できる一般社団法人環境共創イニシアチブの製品登録掲載ページの写しを提出すること

※² メーカー名・製品名・製品型番が確認できる製品カタログ等を提出すること

※³ 要綱別表 4 の 2-1 及び 2-2 の(1)に規定する契約に係る書面の写し等において、当該設備を設置することが分かること

要領第3号様式（第3条第1項第1号）

断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類
 （建設住宅性能評価書を提出できない場合）

写真 番号※	写真添付	写真の説明 ※該当するものに☑すること
①		<input type="checkbox"/> 断熱施工が実施されたことがわかる写真のうちの以下、 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 床又は基礎 <input type="checkbox"/> 屋根又は天井 を撮影したもの <hr/> <input type="checkbox"/> 全ての開口部（窓及びドア）の写真

※写真の数に応じ、上記項目を複製の上記入すること。

※別途、写真番号を配置図、平面図等に図示すること。

【注意】

(1)断熱施工が実施されたことがわかる写真は、壁、床又は基礎、屋根又は天井のいずれも2箇所以上を提出すること。

(2)断熱施工が実施されたことがわかる写真は、断熱材の充填が完了したことが、確認できるものであること。

(3)全ての開口部（窓及びドア）の写真は、全ての工事が完了した状態で撮影されたものであり、外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること。また、各開口部が鮮明に確認できること。

要領第4号様式（第3条第1項第2号）

リノベーション工事を実施したことがわかる書類

写真 番号※	写真添付
-----------	------

①	
---	--

※開口部の数に応じ、上記項目を複製の上記入すること。

※写真番号は、要領第1号様式と同じ番号を附番すること。

※写真は外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること。また、各開口部が鮮明に確認できること。